

(その他)

第4条 この設置基準に定めのない事項または、設置基準に疑義が生じた場合は、その都度協議を行い決定するものとする。

附 則

この基準は、平成21年7月1日から施行する。

(3) さいたま市自転車等駐車場の設置基準

平成 21 年 6 月 30 日都市局長決裁
(都市局 都市計画部 自転車まちづくり推進課 所管)

○ 自転車等駐車場の設置

さいたま市において建築物を建築する場合、次の「さいたま市自転車等駐車場の設置基準」により自転車等駐車場の設置について、協議します。

また、近隣商業地域及び商業地域並びに自転車等放置禁止区域内に建築する集客施設については、「さいたま市自転車等駐車場の附置に関する条例」が適用されます。